

2011年4月20日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—上海市出入国検査検疫局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第164号)

上海市出入国検査検疫局、 日本産食品・農産物の輸入規制強化に伴う手続を明確化 ～日本食品の輸出業者に係る届出手続を義務付け～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海出入国検査検疫局は2011年4月11日付で『上海市口岸において日本からの輸入食品・農産物に対する検査検疫監督管理をより一層強化することに関する通達』(以下、『通達』)というを公布しました。『通達』は今月8日に国家品質監督検査検疫総局が公布した『日本からの輸入食品・農産物に対する検査検疫監督管理をさらに強化することに関する公告』(2011年第44号、以下、『44号公告』という)による日本産食品・農産物の輸入規制強化に伴う措置にあわせ、上海市での検査・検疫管理について規定したものです。

『通達』は上海市を対象とした規定です。上海市以外の地域では、日本産食品・農産物に係る輸入手続や検査検疫管理などが上海市と異なる可能性があります。上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、もしくは関連当局までお問い合わせください。

日本の原子力発電所の放射能漏れ事故を受け、国家品質監督検査検疫総局は『44号公告』を公布し、日本の福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉の12都県産の「食品、食用農産物および飼料」を輸入禁止としたほか、上記12都県以外の地域で生産された食品、食用農産物および飼料を輸入する場合に、「日本政府発行の放射性物質検査・測定合格に係る証明書」および「原産地証明」の提出を要求し、検疫管理の強化を図りました(規制強化の詳細は表1参照)。

【表1】 中国の日本産食品に対する輸入規制措置

産地	品目	規制措置
福島、群馬、栃木、茨城 宮城、山形、新潟、長野 山梨、埼玉、東京、千葉	食品、食用農産物、飼料	✓ <u>輸入禁止</u>
上記12都県以外	食品、食用農産物、飼料	✓ 日本政府発行の放射性物質検査・測定合格に係る証明書、原産地証明の提出が必要。 ✓ 輸入品に対して放射性物質の検査・測定を実施。合格した場合のみ輸入可能。不合格の場合は規定に基づき公表。
	水産物	✓ 上記以外に『入国動植物検疫許可証申請表』を提出し、産地、輸送経路を明記する必要がある。
【その他規制措置】		
✓ 各地の検査検疫機関はすべての日本の対中国食品国外輸出業者もしくは代理業者に対して届出管理を実施。 ✓ 日本食品の輸入業者は輸入および販売記録制度を確立し、日本の対中国輸出食品の名称、規格、数量、生産期日、生産もしくは輸入ロット番号、品質保証期限、輸出業者もしくは購入者の名称および連絡先、納品日等の内容の記録が必要。		

【注意】 輸入品に対する検疫措置などは地域によって異なる可能性もございます。本情報は現時点での参考情報としてお取り扱いください。

『通達』では、『44号公告』の施行に伴う日本産食品に対する検疫強化について、その具体的な手続について規定しています。『44号公告』では、各地の検査検疫機関に対して、日本の対中国食品国外輸出業者もしくは代理業者に係る届出管理を実施するように求めていましたが、『通達』ではこの届出管理につき、『上海口岸における日本の中国向け輸出食品に係る輸出業者もしくは代理業者の届出申請についての注意事項』（以下、『届出申請についての注意事項』という）を制定。『届出申請についての注意事項』では、中国の輸入業者が日本から食品、食用農産物、飼料を輸入する場合、国外の輸出業者もしくは代理業者に係る届出手続を行うように明確に規定し、届出手続時に必要となる「輸入食品の国外輸出業者もしくは代理業者届出情報表」のテンプレートを公表し、届出手順について明確にしたほか、輸入業者に対して、日本産輸入食品の検査申請を行う場合に、上記届出情報表のコピーを提出するように義務付けています。

また『44号公告』では日本食品の輸入業者に対して、輸入・販売記録制度を確立するように求めていましたが、『通達』では当該措置につき、『食品安全法』（中華人民共和国主席令第9号）の施行に伴い制定された『食品輸入業者による入国食品輸入、販売記録の登記・保存についての注意事項』（以下、『登記・保存についての注意事項』という）に基づき、日本食品の輸入・保存について必要事項を記録するように求めています¹。

【表2】上海市出入国検査検疫局における日本産食品に対する規制措置

規制措置	内容
日本の輸出業者に対する届出管理	✓ 日本産の食品輸入業者は日本の輸出業者／代理業者に係る届出手続を実施。 ✓ 輸入業者は「輸入食品の国外輸出業者もしくは代理業者届出情報表」（以下、「届出情報表」という）を正確に記入。 ✓ 届出情報表のテンプレートは「http://www.shciq.gov.cn/upload/201114110314555323.xls」からダウンロード可能。 ✓ 輸入業者は指定された上海口岸で日本の輸出業者／代理業者に係る届出受理機関に直接、届出を申請。輸入業者は会社公印を押捺した紙ベースの届出情報表1部およびその電子表を提出。 ✓ 受理機関は申請された届出情報を確認後、届出情報表をプリントアウトの上、「確認」印を押捺。これが届出情報表の受領証明書となる。 ✓ 輸入業者は上海口岸での検査申請時に、企業公印を押捺した届出情報表の受領証明書のコピーを提出。
輸入・販売記録制度	✓ 食品輸入業者は食品の輸入および販売に係る記録制度を確立。 ✓ 『入国食品輸入、販売記録表』（以下、『記録表』という）のテンプレートを参照し、ロットごとに入国食品に係る輸入および販売状況を記録。 ✓ 『記録表』のテンプレートは「http://www.shciq.gov.cn/upload/200941120341586824.xls」からダウンロード可能。 ✓ 『記録表』の記録・保存期限は2年を下回らないこと。 ✓ 『記録表』には製品の名称、原産地、製造メーカー、ブランド、規格、生産期日、品質保証期限、入庫期日、入庫数／重量、出庫期日、購入者の名称・連絡先、貨物の出荷地域、出庫数／重量等の内容を含むこと。検査検疫情報には、検査申請書コード、国外の輸出業者／代理業者および届出番号、検査検疫機関の『食品証書』発行日等の情報を含むこと。 ✓ 『記録表』は、同一の原産地、製造メーカー、ブランド、規格の製品に係る入庫登記および出荷登記等の2部分の内容を同時に記録。 ✓ 食品輸入業者は紙ベース、電子ファイルもしくはデータベース方式を通して食品の輸入、販売記録を登記・保存。 ✓ 検査検疫部門は輸入業者の輸入、販売記録に対して不定期に抽出調査を実施。抽出調査の結果を、企業信用管理の重要な考課指標とする。

中国政府による日本産食品に対する輸入規制措置につき、中国・商務部のスポークスマンは今月19日の定例記者会見において「事故発生以降の対応は公共の安全を考慮の上、実施したものであり、国際的に比較しても適切である」と発言。日本の12都県からの食品輸入禁止措置などが適切であるとの立場を明確にしました。これより、今後もしも引き続き日本産の食品に対する輸入規制が継続される可能性が高いと考えられるため、留意が必要です。

¹ 『食品安全法』第67条において「輸入業者は食品に係る輸入および販売記録制度を確立し、真実に基づき食品の名称、規格、数量、生産期日、生産もしくは輸入ロット番号、品質保証期限、輸出業者もしくは購入者の名称および連絡先、納品日等の内容を記録しなければならない」と規定し、食品の輸入に際して「輸入・販売記録制度」を導入している。

『通達』、『届出申請についての注意事項』、『登記・保存についての注意事項』につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および8ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

なお、関連措置につきましては今後の情勢に伴い、法令や規制が改訂・変更される可能性もございます。今後、追加の情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

上海出入国検査検疫局
**『上海市口岸において日本からの輸入食品・農産物に対する
検査検疫監督管理をより一層強化することに関する通達』**

各関連単位：

国家品質監督検査検疫総局は4月8日、『日本からの輸入食品・農産物に対する検査検疫監督管理をさらに強化することに関する公告』(国家品質監督検査検疫総局2011年第44号公告、以下、『公告』という)を公布し、全面的に公告の要求を貫徹・実行に移し、日本の中国向け輸出食品・農産物に対する検査検疫管理および放射性モニタリング検査業務を適切に強化するために、以下のように通知する。

1. 公告日より、日本の福島県、群馬県、栃木県、茨城県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、山梨県、埼玉県、東京都、千葉県等の12都県から食品、食用農産物および飼料を輸入することを禁止する。
2. 日本のその他の地域で生産された食品、食用農産物および飼料を輸入する場合、検査申請時に日本政府が発行した放射性物質に係る検査・測定の合格証明書、原産地証明を提供しなければならない。併せて製品に係る詳細なリストを添付すること。これにはブランド、名称、規格、数量、産地(必ず県まで具体的に記入すること)、生産期日、生産もしくは輸入ロット番号、品質保証期限、輸出業者もしくは購入者の名称および連絡先、納品日等の内容が含まれる。
3. すべての日本の中国向け輸出食品の国外輸出業者もしくは代理業者に対して届出管理を実施する。具体的な要求は、『日本の中国向け輸出食品の国外輸出業者もしくは代理業者に係る届出申請についての注意事項』を参照すること。

4. 各関連輸入業者は要求に基づき輸入および販売に係る記録制度を確立し、事実に基づき日本の中国向け輸出食品の名称、規格、数量、生産期日、生産もしくは輸入ロット番号、品質保証期限、輸出業者もしくは購入者の名称および連絡先、納品日等の内容を記録しなければならない。具体的な要求は、『食品輸入業者による入国食品輸入、販売記録の登記・保存に係る注意事項』を参照すること。

5. 日本から輸入する水産物の検疫に係る審査・承認事項：

- (1) 日本から輸入する水産物(HSコード:0302110000－0307999090、1212201010－1212209090、1603000090－1605909090)は事前に検疫に係る審査・承認手続を行わなければならない。
- (2) 初めて検疫に係る審査・承認を申請する場合、「『入国動植物検疫許可証』の初回申告に係るフロー説明(<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=48984>)」に基づき取り扱う。
- (3) 日本から水産物を輸入する際の『検疫許可証』申請表に係る記入要求：
 - ① 「産地」欄に水産物原料の養殖地所在県の名称もしくは漁獲区域およびその国際連合食糧農業機関の漁場番号を明記すること。
 - ② 「輸送ルート」欄には加工工場の住所および製品輸送ルートを明記し、日本国内での輸送がある場合、経由した県名を明記すること。海上輸送の場合、積出港を明記すること。
 - ③ その他の申請表に係る記入要求については、「『入国動植物検疫許可証』の初回申告に係るフロー説明」を参照すること。

以上

2011年4月11日

上海市出入国検査検疫局

『上海口岸における日本の中国向け輸出食品に係る
輸出業者もしくは代理業者の届出申請についての注意事項』

国家品質監督検査検疫総局2011年第44号公告の要求に基づき、2011年4月8日より上海検査検疫局は日本の中国向け輸出食品に係る国外輸出業者もしくは代理業者に対して届出管理を実施する。関連する食品の国内輸入業者／荷受人は以下の手順に基づき、その国外貿易取引先に係る届出申請業務を遂行すること。

1. 「輸入食品の国外輸出業者もしくは代理業者届出情報表」の電子表（以下、「届出情報表」という、添付資料をダウンロードの上参照すること）は国内の輸入業者／荷受人が協力して記入し、かつ具体的な届出申請業務に対して責任を負い、表中に記入した内容が真実性、正確性、完全性を有していることを保証することができる。複数の国外輸出業者もしくは代理業者に関係する場合、企業ごとに「届出情報表」を記入しなければならない。
2. 企業は届出情報表を記入する過程において、厳格に添付資料の電子表において要求された位置に基づき記入し、行の挿入／削除もしくはセルの結合／分割等の操作を行ってはならない。届出情報表に「＊」印を付した内容は記入必須項目であり、記入漏れがあってはならない。
3. 国内の輸入業者／荷受人は指定された上海口岸において輸入食品の国外輸出業者もしくは代理業者に係る届出受理機関（受理機関の住所および連絡先は添付書類を参照）に対して直接、届出を申請し、当該会社の公印を押捺した紙ベースの届出情報表1部およびその電子表を提出する。
4. 受理機関は申請された届出情報が完全かつ正確であり、かつ国外の輸出業者もしくは代理業者に重複した届出記録がないことを確認した後、電子ファイルを上海口岸届出データベースに入力する。システムが自動的に届出コードを生成した後、受理機関はプリントアウトした届出情報表上に「確認」の文言のある印を押捺し、届出情報表の受領証明書とする。
5. 本日より、国内の輸入業者／荷受人は上海口岸での検査申請時に、企業公印を押捺した日本の中国向け輸出食品に係る国外の輸出業者もしくは代理業者に関する届出情報表の受領証明書のコピーを提出しなければならない。

6. これ以前に、すでに上海口岸で輸入乳製品、肉類製品および食用植物油等の製品に係る国外輸出業者もしくは代理業者に関する届出申請を行った企業は、再申請を行う必要はない。

上海出入国検査検疫局

2011年4月11日

届出申請書受理機関の住所および連絡先:

<http://www.shciq.gov.cn/upload/201113110313543601.doc>

「輸入食品の国外輸出業者もしくは代理業者届出情報表」テンプレート:

<http://www.shciq.gov.cn/upload/201114110314555323.xls>

『食品輸入業者による入国食品輸入、販売記録の登記・保存に係る注意事項』

『中華人民共和国食品安全法』の実施に協力するため、食品輸入業者は以下の要求に基づき入国食品の輸入、販売記録を登記、保存しなければならない。

1. 食品輸入業者は食品の輸入および販売に係る記録制度を確立し、『入国食品輸入、販売記録表』の推奨テンプレート（添付資料をダウンロードの上参照すること）を参照し、ロットごとに事実に基づき入国食品に係る輸入および販売状況を記録しなければならない。記録・保存期限は2年を下回ってはならない。
2. 『入国食品輸入、販売記録表』には必ず製品の名称、原産地、製造メーカー、ブランド、規格、生産期日、品質保証期限、入庫期日、入庫数／重量、出庫期日、購入者の名称および連絡先、貨物の出荷地域、出庫数／重量等の内容を含まなければならない。入国食品に関連する検査検疫情報には、検査申請書コード、国外の輸出業者／代理業者および届出番号、検査検疫機関の『食品証書』発行日等の情報が含まれ、製品の入庫登記時の記入必須内容である。
3. 『入国食品輸入、販売記録表』では、同一の原産地、製造メーカー、ブランド、規格の製品に係る入庫登記および出荷登記等の2部分の内容を同時に記録し、在庫照合検査の便宜を図らなければならない。入国食品を入庫、出荷した後は毎回、遅滞なく登記を実施しなければならならず、在庫状況は記録と一致しなければならない。
4. 食品輸入業者は紙ベース、電子ファイルもしくはデータベース方式を通して、入国食品の輸入、販売記録を登記および保存し、食品の輸入および販売に係る記録は必ず上述の要求を満たさなければならない。
5. 検査検疫部門は食品輸入業者による入国食品の輸入、販売記録に対して不定期の抽出調査を実施し、抽出調査の結果を企業信用管理の重要な考課指標とする。これは輸入食品に係る検疫・監督管理方式に直接的な影響を与える。

添付資料 : 『入国食品輸入、販売記録表』推奨テンプレート

<http://www.shciq.gov.cn/upload/200941120341586824.xls>

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

上海出入境检验检疫局

《关于上海口岸进一步加强从日本进口食品农产品检验检疫监管的通知》

各有关单位：

国家质检总局 4 月 8 日发布《关于进一步加强从日本进口食品农产品检验检疫监管的公告》（国家质检总局 2011 年第 44 号公告，以下简称“公告”），为全面贯彻落实公告要求，切实加强日本输华食品、农产品检验检疫管理和放射性监测检验工作，特通知如下：

- 一、 从公告日起，禁止从日本福岛县、群馬县、栃木县、茨城县、宫城县、山形县、新泻县、长野县、山梨县、埼玉县、东京都、千叶县等 12 个都县进口食品、食用农产品及饲料。
- 二、 进口日本其他地区生产的食品、食用农产品及饲料，报检时应提供日本政府出具的放射性物质检测合格的证明、原产地证明。并随附产品详细清单，包括：品牌、名称、规格、数量、产地（必须具体到县）、生产日期、生产或者进口批号、保质期、出口商或购货者名称及联系方式、交货日期等内容。
- 三、 所有日本输华食品的境外出口商或代理商须实施备案管理。具体要求详见《日本输华食品境外出口商或代理商备案申请须知》。
- 四、 各有关进口商应按照要求建立进口和销售记录制度，如实记录日本输华食品的名称、规格、数量、生产日期、生产或者进口批号、保质期、出口商或购货者名称及联系方式、交货日期等内容。具体要求详见《食品进口商登记保存入境食品进口、销售记录须知》。

五、 关于日本进口水产品办理检疫审批事宜：

- （一） 从日本进口水产品（HS 编码：0302110000-0307999090，1212201010-1212209090，1603000090-1605909090）应事先办理检疫审批手续。
- （二） 首次申请检疫审批请按照“首次申办《进境动植物检疫许可证》流程说明（<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=48984>）”办理。
- （三） 日本进口水产品《检疫许可证》申请表填写要求：
 1. 在“产地”栏中注明水产品原料养殖地区所在县名称或捕捞区域及其联合国粮农组织渔区编号。

2. 在“运输路线”栏中注明加工厂地址及产品运输路线，日本境内运输的，须注明途经县名；
经海运的，须注明启运港口。
3. 其他申请表填写要求参见“首次申办《进境动植物检疫许可证》流程说明”。

特此通知。

二〇一一年四月十一日

上海出入境检验检疫局

《上海口岸日本输华食品出口商或代理商备案申请须知》

根据国家质检总局 2011 年第 44 号公告要求，2011 年 4 月 8 日起上海检验检疫局对日本输华食品的境外出口商或代理商实施备案管理，请相关食品的境内进口商/收货人按照以下程序协助其境外贸易伙伴完成备案申请工作：

1. “进口食品境外出口商或代理商备案信息表”电子表格（以下简称备案信息表，见下载附件）可以由境内进口商/收货人协助填写，并负责具体的备案申请工作，保证表格中填写的内容真实、准确、完整；如涉及多家境外出口商或者代理商，须按企业分别填写“备案信息表”。
2. 企业在填写备案信息表过程中，应该严格按照附件中电子表格所要求的位置填写，不得进行插入/删除行列，或者合并/拆分单元格等操作，备案信息表中标注有“*”号的内容是必填项，不得遗漏。
3. 境内进口商/收货人向指定的上海口岸食品进口食品境外出口商或代理商备案受理机构（受理机构地址和联系方式见附件）直接申请备案，提交加盖有本公司公章的纸质备案信息表 1 份及其电子表格。
4. 受理机构在确认申请备案信息完整准确，且境外出口商或者代理商无重复备案记录后，将电子文档导入上海口岸备案数据库，系统自动生成备案编号，由受理机构在打印好的备案信息表上加盖“确认”字样图章，作为备案信息表回执。
5. 从即日起，境内进口商/收货人在上海口岸报检时，需提交加盖企业公章的日本输华食品境外出口商或代理商备案信息表回执复印件。
6. 之前，已经在上海口岸完成进口乳制品、肉类产品和食用植物油等产品境外出口商或者代理商备案申请的企业，无需重新申请。

点击查看 ： 《备案申请受理机构地址和联系方式》
 (<http://www.shciq.gov.cn/upload/201113110313543601.doc>)

点击下载 ： 进口食品境外出口商或代理商备案信息表模板
 (<http://www.shciq.gov.cn/upload/201114110314555323.xls>)

上海出入境检验检疫局

二〇一一年四月十一日

《食品进口商登记保存入境食品进口、销售记录须知》

为配合《中华人民共和国食品安全法》的实施，食品进口商应当按以下要求登记和保存入境食品的进口、销售记录：

1. 食品进口商应当建立食品进口和销售记录制度，参照《入境食品进口、销售记录表》推荐模板（见下载附件），按批次如实记录入境食品的进口和销售情况，记录保存期限不得少于 2 年。
2. 《入境食品进口、销售记录表》中必须包括产品的名称、原产地、制造商、品牌、规格、生产日期、保质期、入库日期、入库数/重量、出库日期、购货者名称及联系方式、货物流向地区、出库数/重量等内容；入境食品的相关检验检疫信息，包括报检单编号、境外出口商/代理商及备案号、检验检疫机构《食品证书》签发日期等信息，是产品入库登记的必填内容。
3. 《入境食品进口、销售记录表》中应该同时记录相同原产地、制造商、品牌、规格产品的入库登记和出货登记等 2 部分内容，以便进行库存核销检查；入境食品在每次入库、出货后必须进行及时登记，库存情况应该与记录相符。
4. 食品进口商可以通过纸质、电子文档或数据库方式，登记和保存入境食品进口、销售记录，食品进口和销售记录必须达到上述要求。
5. 检验检疫部门对食品进口商入境食品进口、销售记录做不定期抽查，抽查结果作为企业信用管理的一项重要考评指标，将直接影响到对其所进口食品的检验监管方式。

附件：《入境食品进口、销售记录表》推荐模版
(<http://www.shciq.gov.cn/upload/200941120341586824.xls>)

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。